

保護者 各位

春日井市立山王小学校長

清水 裕介

非常時の登下校について

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。地震・台風などによる非常時の登下校については、次のようにします。ご家庭でもお子さんとご確認いただき、非常時に備えていただきますようお願いいたします。

1 地震について

春日井市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合

ア 登校前であれば、**自宅待機**となります。

イ 登校中であれば震度はわからないため、大きな揺れを感じたら、自宅が近く保護者が家にいる場合は自宅へ向かい、学校が近く保護者が家にいない場合は学校へ、避難場所が近い場合は避難所へ向かう。登校した/場合は、**学校待機**とし、ウと同じ対応になります。

ウ 登校後であれば、**児童全員学校待機**とします。

保護者の方には、前回提出いただいた「**緊急時引き渡し・連絡カード**」の通りに、速やかにお迎えをお願いします。

2 「特別警報」について

「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です。【**ただちに命を守る行動をとる!**】

春日井市において「特別警報」が発令された場合

ア 朝7時の段階で発令されていれば、**臨時休校**になります。情報によっては、避難所に避難することになると考えられます。

イ 登校後であれば、**児童全員学校待機**とします。特別警報は解除に時間がかかることが予想されます。解除された後、保護者の方には、提出いただいた「**緊急時引き渡し・連絡カード**」の通りに、速やかにお迎えをお願いします。

3 市町村が発表する大雨等による警戒レベルに応じた対応について

春日井市において「警戒レベル4以上」が発令された場合

ア 午前7時の段階で発令されていれば、**臨時休校**となります。情報によっては、避難所に避難することになると考えられます。

イ 登校後であれば、**児童全員学校待機**とします。保護者の方には、提出いただいた「**緊急時引き渡し・連絡カード**」の通りに、速やかにお迎えをお願いします。

春日井市において「警戒レベル3以下」が発令された場合

(原則として) 平常通り登校です。しかし、道路の冠水、河川の増水、橋の破損などにより登校が危険な時は、**自宅待機**させてください。その場合は、学校へご連絡ください。(TEL 31-5197)

4 春日井市または、愛知県全域、愛知県西部全域（尾張東部全域）のいずれかに「**暴風警報**」が発令されたとき

(1) 午前7時までに警報が解除された場合	→平常通り授業を実施
(2) 午前7時～午前11時までに警報が解除された場合	→ 5時間目 から授業開始
(3) 午前11時を過ぎても、警報が解除されない場合	→当日の授業を中止
<p>■ 給食の有無については、春日井市の食育推進学校給食会からの連絡を受け、前日に児童を通じてお知らせすることもあります。</p>	

	午前6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
授	午前7時前に 警報解除		午前7時～11時までに 警報解除			午前11時以降 も警報発令中	
業	平常通り授業実施		5時間目から授業開始			休校(授業中止)	
給食	前日に「給食なし」と お知らせした場合は ※弁当持参で登校		<p>※昼食を済ませてから登校</p> <p>通学班の集合時刻は、12時50分です</p>				

午前7時から11時までに解除された場合の

通学班の集合時刻は、12時50分です。

暴風警報解除の確認は、午前7時と午前11時の2回です。

午前11時までに解除された場合は、5・6時間目の授業だけになります。

(解除は12時のニュースでご確認ください)

- (4) 登校中に警報が出たことを知った場合は、登校せずに帰宅します。
- (5) 上記(1)(2)の場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋の破損などにより登校が危険な時は、自宅待機させてください。その場合は、学校へご連絡ください。

5 児童の登校後に、春日井市または、愛知県全域、愛知県西部全域（尾張東部全域）に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」が発令された場合

- (1) 授業を中止し、安全を確認して、速やかに通学団ごとに「**帰宅**」させます。
ただし、提出いただいた「**緊急時引き渡し・連絡カード**」の「2 緊急避難下校時の下校方法」で「**迎えを待つ**」を選択された児童は、学校待機します。
※ 「**暴風警報**」が発令された場合、なかよし教室・子どもの家は、閉所となります。
- (2) 校区内に、避難勧告地域が発令された時、あるいは、通学路の通行が危険で児童の帰宅が困難と認めた場合は、校内の安全な場所に集めて待機させます。

6 その他の警報・注意報

- (1) 「**大雨洪水警報**」が発令された場合 → (原則として) 平常通り登校
- (2) 「**雷注意報**」が発令された場合
- ア 家にいる時は、ご家庭の判断によって登校させてください。
- イ 下校時は、危険がなくなるまで学校に待機させます。